



# 転入者のみなさん 各種手当の申請はお済みですか？



次の手当は、市外から転入してきた場合、申請をしないと受けることができません。  
まだ申請をしていない方は、お早めに手続きをしてください。  
各制度の詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。  
※すでに受給している方は、申請の必要はありません

## お問い合わせ

子どもの手当＝子育て支援課手当助成係  
(☎042-387-9839)  
障がい等のある方の手当＝自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-9842)

## 子どもの手当

### 児童手当



#### ■手当を受けられる方

高校生年代（18歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育する保護者等で、市内に住所を有する方



### 児童育成手当 児童扶養手当



児童育成手当 児童扶養手当

#### ■手当を受けられる方

18歳に達した年度の末日（障がいがある場合は20歳未満）までの児童がいるひとり親家庭等  
※所得や世帯状況により制限があります

### 愛育手当



#### ■手当を受けられる方

4月1日現在満3～5歳で、公的補助のない無認可保育施設に月の初日から月15日以上かつ1日4時間以上在籍している児童の保護者のうち、既定の補助金を受給していない方

## 障がい等のある方の手当

### 心身障害者福祉手当



#### ■手当を受けられる方

身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度および脳性まひ、進行性筋萎縮症による障がいのある方

### 特別児童扶養手当



#### ■手当を受けられる方

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方  
▷身体障害者手帳1～3級程度の児童  
▷愛の手帳1～3度程度の児童  
▷長期間安静を要する病状または精神の障がいにより日常生活に著しい制限を受ける児童

### ①特別障害者手当



### ②障害児福祉手当



#### ■手当を受けられる方

重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする①20歳以上の方②20歳未満の児童

### 福祉手当（経過措置）

#### ■手当を受けられる方

20歳以上の方で、制度改正（昭和61年4月1日）前の福祉手当を受給している方

### 重度心身障害者手当



#### ■手当を受けられる方

次のいずれかの障がい要件に該当する方  
▷重度の知的障がい、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方  
▷重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方  
▷重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方

### 難病者福祉手当



#### ■手当を受けられる方

特定医療費（指定難病）受給者証またはマル都医療券をお持ちの難病患者の方

## こきんちゃんグッズを紹介します！



こきんちゃんは、市制50周年を記念して誕生した市のイメージキャラクターです。(株)スタジオジブリの宮崎駿さんにデザインしていただき、「子どもが元気な町が発展するんです」という思いが込められています。

商工会ホームページのこきんちゃんグッズ紹介ページではこのほかのグッズや販売店を紹介しています。

商工会 (☎042-381-8765)



ぬいぐるみS



てぬぐい



Puchiべいこきんちゃん

### さくらポイントカードで

非売品のこきんちゃんグッズを  
もらおう！



満点のさくらポイントカードの枚数に応じて、エプロンやトートバッグなどの非売品アイテムと交換出来ます。詳しくは商工会ホームページをご覧ください。